

【事例 15】電離放射線健康診断を必要な時期に、必要回数を実施していない場合。

○指導事項：電離放射線健康診断は、放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回実施する必要があります。必要な時期に適正に実施するようにすること。

○関係法規：電離放射線障害防止規則第56条

電離放射線障害防止規則第56条 健康診断

1. 事業者は、放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無、その他放射線による被ばくに関する事項）の調査及びその評価
- 二 白血球数及び白血球百分率の検査
- 三 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
- 四 白内障に関する眼の検査
- 五 皮膚の検査

2. 前項の健康診断のうち、雇入れ又は当該業務に配置替えの際に行わなければならないものについては、使用する線源の種類等に応じて同項第4号に掲げる項目を省略することができる。

3. 第1項の健康診断のうち、定期に行わなければならないものについては、医師が必要でないと認めるときは、同項第2号から第5号までに掲げる項目の全部又は1部を省略することができる。

4. 第1項の規定にかかわらず、同項の健康診断（定期に行わなければならないものに限る。以下この項において同じ）を行おうとする日の属する年の前年1年間に受けた実効線量が5 mSv を超えず、かつ、当該健康診断を行おうとする日の属する1年間に受ける実効線量が5 mSv を超えるおそれのない者に対する当該健康診断については、同項第2号から第5号までに掲げる項目は、医師が必要と認めないときには、行うことを要しない。

5. 事業者は、第1項の健康診断の際に、当該労働者が前回の健康診断後に受けた線量（これを計算によっても算出することができない場合には、これを推定するために必要な資料（その資料がない場合には、当該放射線を受けた状況を知るために必要な資料））を医師に示さなければならない。

※保健所よりお願い

電離放射線健康診断は、放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、殆どの医療機関で年2回実施しているのですが、雇入れ又は当該業務に配置替えの際の電離放射線健康診断の実施をなされていない医療機関が多く見受けられます。

雇入れ又は配置替えの際の電離放射線健康診断は、その職員が放射線業務に従事する前のベースラインとなりますので、必ず実施するようお願いいたします。

健康診断の時期は、6月以内となっておりますが、毎年前倒しして実施する必要はありません。

定期の健康診断は、定期的にその時期に実施していただければよいです。

平成30年1月29日 大分県東部保健所 検査課 診療放射線担当作成

